

第18回臨時委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（浅井委員）

教 育 長) それでは、審議に入ります。日程第1、第23号議案「芦屋市社会教育関係団体登録の承認について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

確認ですが、3番の芦屋少年野球育成会は、子どもの野球チームではなく、各コミスクにあるような少年野球チームの大会をいろいろプロモートしている団体という理解でよろしいですか。

生涯学習課長) そうです。実際にコミスクの少年野球チームの大会等を運営されている団体です。

小 石 委 員) そのマネジメントをするということですね。

浅 井 委 員) 大会が行われる場所は川西運動場だけでしょうか。

生涯学習課長) そうです。年間5回実施されている大会も川西運動場でされています。

教 育 長) この時期に申請されているということは、前回申請を忘れていたということでしょうか。そうであれば、この半年間は有料で、大会の場所を借りていたということですか。

生涯学習課長) 今回、この育成会は新規登録ですが、川西運動場を使用する際し規定している要綱上で青少年が活動する場合は全額減免

と定められておりますので、野球協会を通して予約はとられており、場所の使用料はかかっておりません。ですので、今回登録されようとした経緯はこれまでのように野球協会を通じてではなく、今後は自分たちでやっていきたいということでした。

教 育 長) プロモートする団体が社会登録団体に入るのが、これまで登録されてきた団体と性質が異なるなという感想をもちました。

越 野 委 員) 大会運営をする団体ですものね。

生涯学習課長) そうですね。

浅 井 委 員) 大もとの野球協会は子どもに限らずということですか。

生涯学習課長) そうです。

浅 井 委 員) 今回、その協会から少年野球の育成をプロモートするという
ことで登録申請してこられているのですか。

小 石 委 員) 今まで、野球協会の下部団体だったわけですか。

生涯学習課長) 野球協会の中の1つの団体です。野球協会の中に幾つかこ
うした野球に関する団体がありまして、その中の1つである
ということ。それ自体は今後も変わらないのですが、それと
は別に団体自身で登録をすることで自分たちで予約ができるこ
とになり、会計は当然別ですが、そうした運営に関する手続き
など自らで行っていききたいということでした。

浅 井 委 員) わかりました。

資料中4ページ下段にある2団体については、今回登録の承認
ができなかったということですが、その理由については既に
団体にお伝えはされているのでしょうか。

生涯学習課長) 参考資料1の登録の規則にある、第3条の要件に当てはま
らなかったということ。です。

例えば、フットボーラーズであれば、家族経営だからとか、そうした個別具体までは示しませんが、規則の第3条の第何号に合わないということは示して、通知します。もちろん通知だけではなく、電話で説明させていただき、その際フットボーラーズさんに対しては、もう少し会員数を増やしてもらいたいということもお伝えしております。

浅井委員) 今回から社会教育委員が入らず審査をされていると思うのですが。

生涯学習課長) 今年度からですので前回の6月の申請のときから社会教育委員の皆さんは入っておられません。

浅井委員) では、この審査会のどのようなメンバーで構成されているのでしょうか。

生涯学習課長) 私と管理係長と担当の係員でチェックリスト等をつくりまして、団体ごとに要件にあっているかどうか、足りないところはないかどうか、こうすれば登録できるのではないかなどと審査会で話をいたしまして決めております。

浅井委員) わかりました。

小石委員) いいのではないのでしょうか。子どもたちが一生懸命やっていることを支えているグループだということですよ。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

<異議なしの声>

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第23号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 続いて日程第2、報告第19号「平成31年度「春の公民館講座」等の開催について」を議題とします。提案説明を求めます。

公 民 館 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

越 野 委 員) 春の公民館講座1番ですが、内容が去年の公民館講座とほぼ同じように思うのですが、過去から同じような形で実施されているのでしょうか。

公 民 館 長) 今回の新しい講座としましては、「元素の進化と変換」と「現代財政を考える」でございます。

越 野 委 員) 「元素の進化と変換」については、サイエンス講座として実施しているものの一部を変えられたということですね。

公 民 館 長) はい、去年のサイエンス講座の中身の一部を変更いたしました。

越 野 委 員) 去年は「ゲノム編集時代の到来」でしたよね。毎年同じような歴史、時事になってしまうと、これに興味のある方だけしか公民館講座に参加されなくなるのではないかと思います。毎年もっと幅広く、生活に密着した講座であったり、子育ての講座であったりと、ちょっと目新しい、今までとは少し変わったものが入ってもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

公 民 館 長) その辺はなかなか難しいところがございます。講座の総数は一定数決まっておりますので、新しい講座をしようとする以前から実施している講座を止めなければなりません。そうし

た講座も一定の講座受講者がおられますので、止めてしまいますと何故やってくれないのかというお声も挙がってくるようになります。新しい講座をたくさん開講するということになりますと、その分既存の講座も止める必要がでてきますので、その辺りの加減を考えながら実施している状況です。

教 育 長) 市民のかたからアンケートで希望を募ったりするなど、ニーズに関するアンテナを張っていますか。

公 民 館 長) そうしたことは行っておりませんが、申し込み時に、こうした講座をやってもらえませんかなどというお声は何っております。例えば全3回の講座の場合、もう少し講座数を増やしてほしいでありますとか、以前のものがおもしろかったのもう少しやってほしいなどのお声をいただいております。ただ、この場合は春に3回と秋に3回実施しておりますので、1年のうち6カ月間その講座を実施していることとなり、それ以上は難しいという判断をいたしました。

浅 井 委 員) 以前、人気講座がある一方で定員が満たない講座もあるようにお聞きいたしました。例えば、今年はサイエンス講座をし、来年は違う講座を実施する。でも、また次の年はサイエンス講座をするなどというふうに講座の入れかわりがあってもいいのではないかなとは思っています。

そして、退職された男性など、大体この時間帯に来られる方は決まっているのかもしれませんが、越野委員がおっしゃったように、子育て世代が受講したいと思うような講座があってもいいのかなとも思いますが、いかがでしょうか。

公 民 館 長) はい、子育て世代をターゲットにした講座も実施していき

たいなと考えております。ただ、実施に際しては全体として偏らないお話をさせていただくようなものと考えております。

浅井委員) そうですね、バランスよく考えていただきたいと思います。

木村委員) このサイエンス講座を見ていると、受講料1,200円で定員が90名ですので満員になっても9万8,000円ですよ。この東大の先生は東京からお越しになるのですよね。そうすると、交通費が1回当たり3万円ほどだと思いますが、謝礼金など諸費はどうなっているのですか。

公民館長) 今、企画書を確認できないので詳細についてお答えはできませんが、前回の物理学の講座の際は、こころよくお引き受けいただき、交通費は講師のご負担でした。

木村委員) 前日も東京からお越しになられたのですかね。

公民館長) はい、東京から新幹線に乗って来ていただきました。

木村委員) そうであれば往復、大体3万円ですので、ほとんど無償に近い形で来ていただけているということですね。

公民館長) はい。ただ私どもといたしましては、講師代が安いという理由をもって講師の先生を選んでいるわけではございません。実績のある講師に来ていただきたいと考えております。実際、これらの業務は委託しておりますので、委託先である河内厚郎事務所で交渉しております。基本的に講師の謝礼と旅費については別建てで考えておりますので、東京から来られる場合には、当然、旅費についてもお支払いするというスタンスです。しかしながら前回の場合については、先生の方からいいですよとおっしゃっていただいたので、お支払いはいたしませんでした。

木村委員) この先生も通常であれば交通費や、謝金もお渡しするとい

うことですよね。

公民館長) はい、委員のおっしゃるとおり、支払うということで当初は講師依頼しているはずですが。

木村委員) 3回の講座をやっていただいて、大体どのぐらいの謝金をお支払いされていますか。

公民館長) 1回当たり3万円ですので、サイエンス講座でしたら全3回の講座をやっていただきますので10万円弱になります。これに加えて、通常でしたら旅費をお支払いするという形です。

木村委員) わかりました。

教育長) 木村委員が心配されているのは、来ていただくのにお粗末な対応ではいけないということです。払うべきところにはきちんと払ってください。みなさん、芦屋市が実施するとなると、粹に感じて来てくださるのだと思いますが、配慮すべきところはきちんとしてください。去年はこれで話がついているので、これ以上は申し上げません。

浅井委員) 芦屋川カレッジは概ね60歳以上の方をターゲットにしているわけですよね。大変人気のある事業だと思うのですが、だからこそ公民館の講座などはちょっと刷新されてもいいのではないかと、そんな感想をもちます。

教育長) 本当にこれらの講座を組むのにご苦労いただいたと思うのですが、アンケートをとるなりして、何か客観的なもので意見を汲みとっていますよと市民の方にお示しできるものがあればいいかなと思います。

木村委員) 私みたいな男性からすると、すべての講座が魅力的で聞きたいなと思いますが、女性からするとまたちょっと違う観点を

お持ちだと思imasので、その辺も考慮いただければと思imas
す。

公 民 館 長) そのあたりは公民館運営審議会の中でも意見が出ています
ので、それを参考にしながら進めていきます。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

以上、「平成31年度「春の公民館講座」等の開催について」の報告をうけたものといたします。

教 育 長) ただいまから非公開で審議いたしますので、傍聴者は退席
願います。

〈非公開会議〉

報告第20号「平成31年度施政方針案と教育費当初予算案
について」を議題とします。提案説明を求めます。

管 理 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

管 理 部 長) 本来ですと、この議題を教育委員会でご報告した後、総合
教育会議に臨むべきでしたが、日程の関係上、後でのご報告と
なり、申しわけございません。

教 育 長) 夜間中学の説明がありましたが、ここに記載されている額
は、夜間中学のみの予算額ではありませんね。

管 理 課 長) はい、この予算額は事業全体の額を記載しており、就学援
助事業全体の額を表しています。

教 育 長) わかりました。

管 理 課 長) 基本的にはその事業に対しての総予算額を記載するという
のが施政方針においても一定ルール化されておりますので、こ

ういう記載になっております。

浅井委員) 先日、夜間中学の見学に、行かせていただいたので、こういうことがあるのだなとよくわかりました。芦屋市から1名、尼崎の夜間中学に通っておられるということでしたが、今後増えていくこともあり得ると思いますので、十分に支援していければいいなと思っております。

管理課長) 委員の御指摘のとおり一番問題なのは、こうした制度があることを知っていただくということだと考えております。知っていただかないと受けていただくことが出来ませんので。広報等で、何か工夫して周知させていただき、極力漏れがないような形で進めていきたいと思っております。

浅井委員) 入学しても、なかなか卒業まで至らないかたも多くおられるということもお聞きましたので、そういう意味でも経済的な面で応援できるならいいことだと思っておりますので、ぜひ広く知らせていただきたいと思います。

小石委員) 精道村の記念事業ですが、これは教育委員会で実施するのは、何か特別な意味があるのですか。

生涯学習課長) そういうご意見ももちろんあってしかるべきだと思います。

小石委員) 誤解しないでいただきたいのですが、教育委員会で実施するのが駄目だと言っているのではありません。

生涯学習課長) 調査研究という意味では、学芸員も力が入っておりますし、芦屋の市史を編集するのも文化財係になりますので、こうした意味もあってこちらで担当することとなりました。

浅井委員) 阪神間モダニズムという部分で教育委員会がかかわってきているのかなとは思いますが、同じページで、貴志康一の「仏

陀」があります。貴志康一もやはりモダニズム中心に位置する音楽家なので別々の事業にはなっていますが、タッグを組んでなさったらどうかなど思ったりしますが、いかがでしょうか。

市民センター長) 文化施策については市長部局が担当することになっておりますが、市民センターでも文化事業を実施しようとしております。実際にルナ・ホールを使って何を実施しようかと検討しているところです。

企画会社に依頼してコンサートを実施するのが一番楽な方法なのですが、阪神間には芸文があつたり、神戸にもホールがございますので、よそと同じような事業にはしたくないなど。芦屋にふさわしい事業を実施しようということで、貴志康一のイベントを実施することといたしました。

教 育 長) 文化施策の所管は市長部局ですが、実際教育委員会においてもかかわる役割等がありますので、リーダーシップをとるところはとって、市民にとっていい形を構築して行ってほしいと思います。

管 理 部 長) 所管課はどこになっていますか。

市民センター長) 市長部局である市民参画課です。

教 育 長) お互いに連絡とり合って、いい事業にしてください。

越 野 委 員) 図書館のリニューアルオープンに合わせて開館時間の拡大と、見学ツアーも行われるということですが、これは具体的にはどのようなツアーになるのでしょうか。また、実施日は限定されておられるのでしょうか。

図 書 館 長) 現在、企画調整中ですが、イメージといたしましては図書館の施設も新しくなりますので、年齢は問わず1回につき定員

は決めさせていただいて、図書館の施設案内をするのはどうかと思っております。

小学校3年生を対象とした図書館見学を従来から実施しているのですが、バックヤードなども見ていただいたりしておりますので、そうしたものも取り入れたイベントを実施したいと考えております。

越 野 委 員) これは土日限定ですか。

図 書 館 長) はい、大人の方は、なかなか平日は参加しにくいと思いますので、そのあたりは参加しやすい日時で設定したいと思っております。

木 村 委 員) 7 ページの国際理解教育推進事業に関して、外国人児童・生徒にかかわる教育指針に基づいて、初期日本語指導の充実を現在やっておられますが、国では入管法が改正され、人手不足解消のため、多くの労働者が入国してくることになるのかと思います。それに対する、芦屋市が受ける影響といたしますか、そうした方が多く芦屋市に住まれるとなると、さらに日本語指導をやらなければいけなくなるのではないかという、このあたりを少々懸念しているのですが、今後の見込みや予測など、どのような感じでしょうか。

学校教育部主幹) 実際、特に南側の地域では増えているところがございます。現在、県の指定を受けながら、日本語指導のあり方や組織的な支援方法について研究しながら進めているところです。

初期の日本語が必要な児童・生徒も各校で増えてきております。潮見小学校を拠点にして、そうした児童・生徒を一同に集めて指導できるようなことも考えてはいるのですが、果たして

先生が日本語がしゃべれない子に対して、どのような日本語指導ができるのかという問題もございます。これについては、来年度、日本語指導で来ていただいている先生を講師とした研修を実施していきたいと考えているところです。

木村委員) 子どもたちは学校に来るからまだいいのですが、問題は大人ですよ。日本語が話せないとなると、出身者同士で集まってしまう、孤立しがちになることが問題になっています。シンガポールでは、同じ人種が一箇所に住み固まらないような対策を講じており、人種間の対立が生じないようにしていますが、日本ではなかなかそういうわけにはいきません。外国人とどうやって文化交流をして、地域社会になじんでもらうのか、これを教育委員会がやるかどうかは別にして、何か考えておかなければならないと思います。問題認識として持っていたきたいと思いますので、よろしくお願いします。

生涯学習課長) 先ほどの大人が地域に溶け込む方法ですが、社会教育において「こくさいひろばあしや」というものを実施しておりまして、浜風小学校を中心にやっているのですが、市内の母国語が日本語でない外国人を招いて、日本語を教えたり、地域の行事への参加を促したりしております。今、60名ほど来られていると思うのですが、こうした草の根的な実施しているものもございます。

年の初めに浜風小学校でどんど焼きをやった際、「こくさいひろば」の方が外国人のお母さんと御家族の横で、どんど焼きについて英語で説明されておられました。こうした場には、学校の友人も来ていますので、そこを拠点に輪が広がったりする

こともあり、社会教育として少しは貢献できているのかなと考えております。もちろん全然足りませんので、もう少し頑張っていきたいと思っております。

木村委員) よろしく申し上げます。

教育長) 木村委員がおっしゃったように、来られてからどうかというのではなくて、移民法によって外国人が増えるのは明らかですので一部の地域だけで固まることなく、その辺は完全にウエルカムという形にしていければいいと思います。

来年度から日本語指導の先生を密に、配置ができるようになったのではないですか。県の施策も変わってきているので、ちょっと確認しておいてください。

浅井委員) 今、日本語指導の先生はお一人でしたか。

学校教育部主幹) はい、現在はお一人だけです。

浅井委員) 私の知っている方ですが、県立芦屋高校をご退職後、日本語教師の資格をお取りになって何かしら役に立ちたいとおっしゃっておられます。このように、先を見越されて、日本語教師の免状を取る方が今、増えていると思うのです。芦屋市内にお住まいの方もいらっしゃるので、要望に対して需要をつなぐことも大事かなと思ったりいたします。ACAなどがそのニーズに応えることができるかもしれませんし、その辺も見ていただけたらと思います。

学校教育部主幹) 現在、初期の日本語指導の教室を実施しているのですが、そのボランティアはACAの方です。先ほど話のあった「こくさいひろば」の方などにもお声をかけさせてもらっておりまして、1人の先生では手が回らない場合は、そうした方々

にボランティアで来ていただく話はしております。

浅井委員) よろしくお願ひします。

越野委員) 人権教育推進事業の生徒指導の一番最後にSNS等のトラブルを防ぐため、保護者に対しても啓発を行ってまいりますということで、先日も青少年センターでネット利用の危険性を学ぶ講演会があつて、具体策を教えていただき、大変ためになるお話でした。実際、中学生になるとスマホの利用率もすごく高くなっているのですが、子どもたちは危険性を理解していません。そうした中でどんどん普及している状態があると思うのですが、子どもたちに対してはどのような啓発をされておりますか。

学校教育部主幹) 道徳の時間で実施している場合もありますし、今年度につきましては、打出教育文化センターで実施したスマホサミットで、各学校の生徒会や児童会の子どもたちが集まり、子どもたち自身で考えたルールを守っていこうということで新聞づくりをいたしまして、各校に持ち帰りました。それを掲示し、学校内に広げていこうとしております。

その中でも宮川小学校や、精道中学校につきましては自分たちの学校でも同じような取組をやっていこうということで取り組まれました。精道中学校に関しましては、啓発の動画もつくり、それを文化祭で発表しました。この動画は、来年度の新1年生が入学してきた際にも上映するなどしてスマホのことに関しての啓発を行っておられます。

このように学校全体で取り組まれているところもございまして、県警のサイバーや、NTTの方たちに、土曜参観のタイミ

ングで子どもたちに加えて保護者へも研修していただいております。その他、阪神教育事務所の専門の方にも来ていただいて、こうしたお話をしていただいております。やはりSNSのトラブルが特に多くなってきておりますので、啓発ということでは各校とも力を入れて進めているところです。

越 野 委 員) スマホサミットなどを通して子ども自身で考えることも大切ですが、実際に今、事件となっている事案の紹介であったりとか、この間のお話の中であった、LINEの設定方法など子どもたちも知らないのではないかなという情報もたくさん教えていただき大変役に立ちました。

学校教育部主幹) 県警のサイバーの方のお話で、子どもに教えてしまうと反対に子どもがやってしまうことについては、マイルドに説明し、その後、保護者のみに話をする場合は、タイムリーに、今これを使ったらこんな感じでできるんですというところまで説明し危険性を肌で感じていただくようなこともあります。実際にどういったものがあるのかなどという話も情報提供しております。

越 野 委 員) これからも引き続き、よろしく申し上げます。

小 石 委 員) 本当は教育指針のテーマでもあると思うのですが、それぞれの学校が工夫してやることについて、それ自体はいいのですが、基本的なところは、DVDなどきちんと教材をつくって、それぞれの学校で、きちんと指導していく方がいいかもしれないと思います。スタンダードなものがあったほうがいいのではないかという気もいたします。

教 育 長) それは非常に大事な観点なので、何かできることはやりま

しょう。

小石委員) 次の教育指針でテーマにもなるかもしれませんね。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第20号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教育長) 次に、報告第21号「芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

青少年育成課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長) 学校教育法の改正で専門職大学が新たに加わったので、これも追加するという趣旨ですね。

説明が終わりました。質疑はございませんか。

木村委員) 資格に専門職大学を追加するのは、心理学や社会福祉学や教育学などに関する専門職大学を卒業した人も対象にするということからですね。

青少年育成課長) はい、そのとおりです。

教育長) ここに記載のあるとおり、社会福祉学などの過程を修めて卒業したということが前提にあるということです。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認すること

に御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第21号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開いたします。

〈非公開審議 終了〉

教 育 長) 閉会宣言